

「長岡市子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

1 概要

令和2年3月に策定した「第2期長岡市子ども・子育て支援事業計画」については、国の基本指針において、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととなっていることから、令和4年度までの実績に基づき、計画の見直しをするものです。

2 見直しの基準（国からの通知）

- **教育・保育事業**（当市計画の第3部第2章が該当）
 - ・「実績値」と「量の見込み」を比較し、10%以上の乖離がある場合
 - ・将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合 など
- **地域子ども・子育て支援事業**（当市計画の第3部第3章が該当）
 - ・明確な基準が示されていない。

3 他市の見直し状況

市名	教育・保育事業	地域子ども・子育て支援事業	
新潟市	見直す	一部見直す	・12項目中4項目のみ（大きな乖離があるもの）を見直す。 ・残りの8項目は、新型コロナの影響により今後の見通しが不透明等のため、見直さない。
上越市	見直す	一部見直す	・施設の増減等などの大きな変更がある一部のみ見直す。 ・利用者数の増減は、新型コロナの影響があるため、見直さない。

4 当市の見直しの方向

事業名	見直しの方向	ページ	事業名	見直しの方向	ページ
第2章 教育・保育事業	見直す	115			
第3章 地域子ども・子育て支援事業	-	124			
(1) 利用者支援事業	見直さない	124	(7) 地域子育て支援拠点事業	見直す	137
(2) 延長保育事業	見直さない	125	(8) 一時預かり事業	見直さない	138
(3) 放課後児童健全育成事業	見直さない	126	(9) 病児保育事業	見直さない	139
(4) 子育て短期支援事業	見直さない	134	(10) 子育て援助活動支援事業	見直す	141
(5) 乳幼児家庭全戸訪問事業	見直さない	135	(11) 妊婦健康診査	見直す	142
(6) 養育支援訪問事業	見直さない	135	(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	見直さない	142

5 見直し内容

○ 教育・保育事業

(1) 見直しの基準

- ・令和3年度の実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合
- ・10%以上の乖離がなくとも、令和4年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合

(2) 量の見込みと確保方策

令和3年度の利用実績が、計画時における量の見込みよりも10%以上の乖離が生じている3号認定（0歳児）及び1号認定について、教育・保育提供区域ごとに量の見込み及び確保方策の見直しを行いました。令和5年度以降の量の見込みは、令和2年度から令和4年度にかけての利用実績と就学前児童数から算出した申込率に基づき見直しを行い、確保方策は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者分の利用定員を基本的な算定根拠として見直しを行いました。

なお、令和5年度以降の量の見込みと令和5年度の確保方策（確定済みの利用定員）を比較した結果、需要をおおむね満たしていることから、令和6年度は令和5年度の確保方策を据え置くこととしています。

①3号認定（0歳）の量の見込みに対する確保方策（計画 P116, 117）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
長岡地域	量の見込み	450	461	443	460	437	484	433	464	427	468
	確保方策	465	474	455	478	446	487	436	472	427	472
北西地域	量の見込み	89	63	96	65	102	56	104	43	110	38
	確保方策	33	45	53	40	72	46	91	39	110	39
南地域	量の見込み	36	44	35	24	33	21	32	20	30	16
	確保方策	26	22	27	15	28	14	29	18	30	18
栃尾地域	量の見込み	48	33	44	25	42	17	40	23	38	21
	確保方策	35	32	36	29	37	18	38	26	38	26
市全体 (参考)	量の見込み	623	601	618	574	614	578	609	550	605	543
	確保方策	559	573	581	562	583	565	594	555	605	555

※確保方策は、提供可能量を示したものです。

【確保方策の内容】

- ・幼稚園の認定こども園化や定員の増加を伴う園舎の増改築等の推進により、全ての教育・保育提供区域について、現状で需要をおおむね満たしていると考えられます。令和6年度も令和5年度と同等の確保方策を講じます。

② 1号認定の量の見込みに対する確保方策（計画 P112, 113）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
長岡地域	量の見込み	1,405	1,701	1,320	1,529	1,220	1,422	1,130	1,365	1,050	1,239
	確保方策	1,854	1,933	1,656	1,768	1,458	1,667	1,260	1,575	1,063	1,575
北西地域	量の見込み	113	75	111	72	114	71	114	66	114	64
	確保方策	250	72	216	70	182	70	148	70	114	70
南地域	量の見込み	17	18	16	23	14	18	14	19	13	19
	確保方策	0	0	0	0	0	0	0	15	0	15
栃尾地域	量の見込み	60	46	58	39	53	29	49	27	46	20
	確保方策	63	50	58	40	53	30	49	30	46	30
市全体 (参考)	量の見込み	1,595	1,840	1,505	1,663	1,401	1,540	1,307	1,477	1,223	1,342
	確保方策	2,167	2,055	1,930	1,878	1,693	1,767	1,457	1,690	1,223	1,690

※確保方策は、提供可能量を示したものです。

【確保方策の内容】

- ・ 公立保育所の民営化（認定こども園の開園）による南地域における確保方策の増大により、全ての教育・保育提供区域について、現状で需要をおおむね満たしていると考えられます。令和6年度も令和5年度と同等の確保方策を講じます。

○ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

① 地域子育て支援拠点事業（計画 P137）

令和4年度の実績値が、計画時における量の見込みよりも10%以上の乖離が生じていることから見直しを行いました。

- ・延べ利用者数の減の要因は、新型コロナウイルス感染症によるものと整理しました。
- ・令和5年度以降の量の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う利用者数の増加を見込み、令和6年度にコロナ禍前の令和元年度並みになるよう見直しを行いました。
- ・子育て支援センターの実施か所数については、地域の児童数や需要の変化により令和4年度見直しを行い、新設が2施設、閉設が1施設となりました。（新設：太陽幼稚園・おひさま保育園、東光こども園、閉設：大島こども園）

（単位：実施か所数・利用回数／月）

	令和元年度 (参考)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
					当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み (A+B)		36 か所 (24,895)	36 か所 (24,951)	36 か所 (24,883)	36 か所 (24,931)	37 か所 (17,115)	36 か所 (25,029)	37 か所 (21,198)
子育て支援センター (A)		23 か所 (4,994)	23 か所 (4,893)	23 か所 (4,792)	23 か所 (4,704)	24 か所 (3,383)	23 か所 (4,621)	24 か所 (4,372)
子育ての駅 (B) ※市内居住者のみ		13 か所 (19,901)	13 か所 (20,058)	13 か所 (20,091)	13 か所 (20,227)	13 か所 (13,732)	13 か所 (20,408)	13 か所 (16,826)
(参考) ※市内・市外計		(24,269)	(24,461)	(24,501)	(24,667)	(16,746)	(24,888)	(20,520)
確保方策		36 か所 (24,895)	36 か所 (24,951)	36 か所 (24,883)	36 か所 (24,931)	37 か所 (17,089)	36 か所 (25,029)	37 か所 (17,089)
実績	36 か所 (24,892)	36 か所 (13,391)	36 か所 (13,034)	37 か所 (17,556)				
子育て支援センター	23 か所 (4,372)	23 か所 (2,516)	23 か所 (2,215)	24 か所 (2,393)				
子育ての駅 ※市外居住者も含む	13 か所 (20,520)	13 か所 (10,875)	13 か所 (10,819)	13 か所 (12,971)				

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（計画 P141）

令和4年度の実績値が、計画時における量の見込みよりも10%以上の乖離が生じていることから見直しを行いました。

・延べ利用者数が増の要因は、次のとおり整理しました。

ア コロナ禍のため利用人数が減少しましたが、徐々に落ち着きを見せ、利用が増えている。

イ 発達障害のある児童（小学生2名）の送迎や送迎前後の預かりの利用が増えている。

※令和2年度から令和4年度にかけて、週1・2回の利用から週5日の利用になっているため、利用件数が年々増加。

・令和5年度以降の量の見込みの判断材料は、次のとおり整理しました。

ウ 上記イの児童による増は見込まない。（令和4年度から週5回の利用になっているため。）

エ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う増

オ 少子化による児童数の減（エとオで増減なしと整理）

以上を踏まつつ、今後の新型コロナウイルス感染症による見通しが不透明なため、令和5年度以降の量の見込みは、令和4年度の実績に基づき見直しを行いました。

（単位：年間利用日数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
				当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
①量の見込み （延べ利用者数）	2,927人	2,856人	2,801人	2,730人	4,200人	2,667人	4,200人
②確保方策 （延べ利用者数）	2,927人	2,856人	2,801人	2,730人	4,200人	2,667人	4,200人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
実績 （延べ利用者数）	2,964人	3,758人	4,198人				

③ 妊婦健康診査（計画 P142）

令和4年度の実績値は、計画時における量の見込みから10%以上の乖離は生じていませんが、確保方策に変更があるため、見直しを行いました。

- ・延べ受診人数が減の要因は、出生数の減少です。
- ・令和5年度以降の量の見込みは、従前の量の見込みの算出方法のとおり、0歳児の児童数推計により、児童数が2%ずつ減少しているため、令和4年度の実績より2%ずつ減じて算出しました。
- ・確保方策について、検診助成回数は、原則として1回の妊娠につき14回まででしたが、令和5年4月1日から妊婦一般健康診査が15回以上となった場合、申請により受診費用を一部助成することになりましたので、見直しを行いました。

（単位：受診延人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	
				当初計画	見直し後	当初計画	見直し後
量の見込み	19,894	19,496	19,106	18,724	17,120	18,350	16,778
確保方策	実施場所：市内医療機関（5か所）のほか県外も含む産婦人科 検査項目及び実施時期：県が示す基準に準ずる 健診助成回数：1回の妊娠につき14回まで ※令和5年4月1日から妊婦一般健康診査が15回以上となった場合は、申請により受診費用を一部助成						
量の見込みの算出方法	令和2年度から6年度の0歳児の児童数推計により、児童数が2%ずつ減少しているため、元年度の見込み数より2%ずつ減じて算出						
実績	18,908	18,781	17,469				